

重要事項説明書

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

1. 事業の目的と運営方針

要支援状態等にある方に対し、適正な介護予防支援・介護予防マネジメントを提供することにより、要介護状態の予防と、要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 介護予防支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名	登米市津山・豊里地域包括支援センター
所在地	津山本所：宮城県登米市津山町柳津字本町218番地 豊里分室：宮城県登米市豊里町小口前80番地
介護保険指定番号	介護予防支援 0401200050
サービス提供地域	登米市津山町・豊里町

(2) 事業所の従業者体制

職種	職員数
管理者	1名（常勤兼務）
看護師	1名以上（常勤専従）
主任介護支援専門員	1名以上（常勤専従）
社会福祉士	1名以上（常勤専従）
認知症地域支援推進員	1名以上（常勤専従）

(3) 窓口開設時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

※土日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）は休みとさせていただきます。

3. サービスの内容

- ① 利用者状態の把握
- ② 介護予防サービス・支援計画書の作成
- ③ 介護予防サービス事業者等との連絡・調整
- ④ サービス実施状況の評価
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護・要支援認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4. 利用料金

(1) 基本料金（1ヵ月あたり）

介護支援費 4,420円

(2) 加算料金等（1ヵ月あたり）

初回加算 3,000円

委託連携加算 3,000円 ※委託事業所へサービス計画の作成等に協力した場合。

要支援状態の方は、原則として国民健康保険団体連合会より事業所へ支払われますので利用者の負担金はありません。

※利用者の保険料滞納のため、法定代理受領サービスができなくなった場合、要支援度等に応じて上記の金額（1ヵ月あたり）をいただき、地域包括支援センターから「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、登米市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

10. 利用者の居宅への訪問のめやす

地域包括支援センターの担当職員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヶ月に1回となります。（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回などがめやすになります。）但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

11. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

登米市津山・豊里地域包括支援センター

所 在 地：津山本所 登米市津山町柳津字本町218番地

電話番号：0225-68-3780 FAX番号：0225-68-3720

受付時間：8：30～17：30（土日、祝日を除く）

所 在 地：豊里分室 登米市豊里町小口前80番地

電話番号：0225-76-4811 FAX番号0225-76-0891

受付時間：8：30～17：30（土日、祝日を除く）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

登米市福祉事務所長寿介護課

所 在 地：宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話番号：0220-58-5551 FAX番号：0220-58-2375

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

宮城県国民健康保険団体連合会介護保険課

所 在 地：宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

電話番号：022-222-7079 FAX番号：022-222-7260

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員

氏 名：遠藤 音

住 所：宮城県登米市津山町柳津字黄牛比良137番地

電話番号：0225-68-2102

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

12. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

13. 公正中立なケアマネジメントの確保

介護予防サービス・支援計画書の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業者＞

所在地 宮城県登米市津山町柳津字本町 2 1 8 番地

事業所名 登米市津山・豊里地域包括支援センター

管理者名 阿部 美香 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏 名

＜利用者代理人（選任した場合）＞

住所

氏 名 印（続柄）